

一般廃棄物収集運搬業・し尿浄化槽清掃業許可の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定する浄化槽清掃業の許可について、平成29年11月1日から次のとおり取り扱うことにします。

1 新規許可の原則停止

平成18年度以降、本町におきましては、法並びに、まんのう町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則の要件を満たす一般廃棄物収集運搬業等の許可申請については、これらをすべて許可してまいりましたが、**今後、一般廃棄物収集運搬業等の新規許可は原則として行わない**こととします。

2 取扱い変更の理由

本町の事業系ごみ量は、年間約510トンで、近年増加傾向にありますが、一般廃棄物収集運搬許可業者の収集運搬能力は、約100,000トンと推計され、ごみ量の約200倍の状況となっています。

また、浄化槽汚泥も年間約2,000KLで、ほぼ横ばいの状態ですが、業者の収集能力は25,000KLと推計され約12倍の状況となっています。

町には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補完する役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、業者が増加し競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招来し、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれもあります。

このため、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本町のごみや浄化槽汚泥の発生量に応じた適正な業者数への移行を図ろうとするものです。

尚、環境省通知（平成26年10月8日付け・環廃対発第1410081号）は、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨示しており、今回の取扱い変更は、同通知を踏まえたものです。

3 その他

平成29年11月1日時点で、まんのう町一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けている場合は、従前のおり、更新の申請を行うことができます。